

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 21 年 11 月 23 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

広島県庁の外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）の「駐車整理票」の記載項目のうち、「利用者名」（様式変更前は「運転者氏名」）については、広島県庁への用務（外来者駐車場の利用目的を含む。）とは無関係であるにもかかわらず、平成 21 年 9 月 2 日付け総総第 28 号の行政文書部分開示決定通知書で部分開示された文書（以下「別件開示文書」という。）の記述によれば、「駐車整理票に利用者名を記載させることは、行政強制をもって一方的に履行を強要することができないが、『庁舎管理者の庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）』であり、従わなければならない義務を課すもの（強制）と判断される。」、また、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合に利用者を早急に知り得る手段として合理性がある。」と明記されていることから、上記の「庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）」及び「必要が生じた場合に利用者を早急に知り得る手段として合理性がある」という記述の「合理性」に係る具体的な根拠やその実例などを記載している文書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 12 月 7 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 12 月 20 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、別件開示文書に「駐車整理票に利用者名を記載させることは、行政強制をもって一方的に履行を強要することができないが、庁舎管理者の庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）であり、従わなければならない義務を課すもの（強制）と判断され、また、緊急に連絡を行う必要が生じた場合に利用者を早急に知り得る手段として合理性がある。」と記載されている、「合理性」に係る具体的な根拠やその実例などを記載した文書を隠匿しようとして画策したまったく不当な処分であることから、利用者名を記載させることの「合理性」に係る具体的な根拠やその実例等を記載している文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

また、本件処分は、駐車整理票の記載項目のうち「利用者名」（様式変更前は「運転者氏名」）が、広島県庁への用務とは無関係であり、かつ、外来者駐車場の適正な利用を担保する効力がないことは明白であるにもかかわらず、外来者駐車場の目的外利用が横行している事実を放置している自らの職務怠慢を擁護するため、総務室長は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合に利用者を早急に知り得る手段として合理性がある。」という「利用者名」の強制についての説明のみに終始し、緊急に連絡を行う必要があったという実例すら存在しないというものである。このような本件処分を行う一方で、当該「合理性」に係る机上の空論を金科玉条のごとく主張し続けていることに抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、本件請求当時、外来者駐車場を利用しようとする際に、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員から外来者駐車場の利用者に手渡されるものであり、利用者に、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用務先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記載させることとしていた。

異議申立人は、平成21年7月12日付け及び同年8月17日付けで、駐車整理票に利用者名を記載させることが強制であると明記されている文書及びその根拠となる規定の開示の請求を行った。

実施機関は、平成21年7月12日付けの請求に対しては、行政文書不開示決定（不存）を行い、同年8月17日付けの請求に対しては、別件開示文書（当該行政文書不開示決定（不存）を行う際に作成した起案文書（平成21年7月28日付け「行政文書開示請求に係る決定等について（伺い）」）を対象文書として特定し、平成21年9月2日付け総第28号で行政文書部分開示決定を行っている。

この駐車整理票の利用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務があるものであることを確認するとともに、外来者駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものである。

利用者と緊急に連絡を行う必要が生じた場合、電話連絡を行うことになるが、電話が不通の場合は、用務先に問い合わせるか庁内放送等で利用者と連絡をとることになる。その際に、氏名等を把握していなければ本人の特定に時間を要する可能性があり、その結果、円滑な駐車場管理に支障をきたす恐れがあるので、庁舎管理者が利用者に対し利用者を記入させることは合理性があるといえる。

したがって、駐車整理票に利用者名を記載させることは、「庁舎管理者の庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）」であり、従わなければならない義務を課すものであるが、庁舎管理者の命令が法令・条例・庁舎等管理規則に明示されたものでないため、本件請求文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が外来者駐車場に関して作成した別件開示文書における「庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）」及び「必要が生じた場合に利用者を早急に知り得る手段として合理性がある」という記述について、「合理性」の具体的な根拠やその実例などを記載している文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は本件請求文書を隠匿しようとして画策した全く不当な処分である旨主張し、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会から実施機関に対して別件開示文書の提出を求め、見分したところ、別件開示文書は、駐車整理票に利用者名を記載させることが強制であると明記されている文書及びその根拠となる規定の開示の請求に対して、不存在を理由とする不開示決定を行う際の起案文書であった。また、不開示決定を行う旨の伺いに併せて、「補足1（駐車整理票）」及び「補足2（「強制」の解釈について）」として、駐車整理票の位置づけ、駐車整理票の各記載欄の記載の有無と駐車可否の関係及び庁舎管理者の権能等に関する記載に併せ、異議申立人が本件請求で指摘する内容が記載されていた。そして、伺い及び不開示決定の案文のほかには、資料等は添付されていないことが確認できた。

さらに、当審査会から実施機関に対して、別件開示文書に「補足1（駐車整理票）」及び「補足2（「強制」の解釈について）」を記載した趣旨、記載に当たって根拠資料や実例を参照し、それらを行政文書として残しているかどうかについて確認したところ、次のとおりであった。

別件開示文書による不開示決定を行うに当たって、庁舎管理上、駐車整理票に利用者名を記載させる理由と、記載を一方的に強要できるのか否かについて、課内で共通認識を持つ必要があるため、起案者が書籍等の文献を参照の上、考え方を整理し、所属長に対して伺ったが、その際、起案者は、参照した文献の内容を文書に書き写す等

はしていない。

また、駐車整理票に利用者名を記載させる「合理性」の実例として、外来者駐車場の利用者に緊急に連絡を行う必要がある場合が該当するが、起案者はそのような事例があることは当然のことと認識していたから、あえて文書に残すことはしていない。

さらに、駐車整理票は、実施機関が外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員が利用者に手渡し、記載させるものであることから、実施機関と当該民間事業者との委託契約書の内容を確認するため、その提出を求めたところ、別件開示文書に係る開示請求時点を契約期間に含む契約書は、保存年限満了により平成 28 年度に廃棄したということであった。当該契約書を作成するに際し、残存する契約書（契約期間は平成 17 年度及び平成 18 年度）における取扱いを変更する特段の事情はなかったということであったため、当該残存する契約書を見分したところ、駐車整理票については、「駐車場管理要領」中に様式が定められ、駐車場管理の一環としてその作成及び交付が明記されているのみで、利用者名の記載の「合理性」に関する記載はなかった。

また、実施機関の庁舎管理に関する規程である広島県庁内取締規則（昭和 32 年広島県規則第 16 号）を見分したが、駐車整理票の記載に関する規定はなかった。

よって、本件請求文書は存在しないという実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 9	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 2. 22. (平成 30 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 3. 20 (平成 30 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授